

(議) 第 7 号

秋田市議会委員会条例の一部を改正する件

上記の議案を別紙のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条
および秋田市議会会議規則（昭和42年秋田市議会規則第1号）第14条の規
定により提出する。

平成19年6月20日

提出者

秋田市議会議員 工 藤 四 郎

外41名

秋田市議会議長 加賀谷 正 美 様

秋田市議会委員会条例の一部を改正する条例

秋田市議会委員会条例（昭和42年秋田市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第2条総務委員会の項中「、市勢活性化推進本部」を削り、同条建設委員会の項中「都市整備部」の次に「、市勢活性化推進本部」を加える。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例施行の際、改正前の秋田市議会委員会条例（以下「改正前の条例」という。）の規定に基づく総務委員会ならびに建設委員会の委員、委員長および副委員長は、改正後の秋田市議会委員会条例の規定による総務委員会ならびに建設委員会の委員、委員長および副委員長にそれぞれ選任又は互選されたものとみなし、その任期は、改正前の条例の規定による委員、委員長および副委員長の残任期間とする。

提案理由

総務委員会および建設委員会の所管を改めるため、改正しようとするものである。